

～ 研究ノート ～

退職給付会計基準の改正動向 2006

2006年4月

住友信託銀行 年金研究センター

主席研究員 藤井 康行

➤ はじめに

わが国で現在適用されている退職給付会計の基準は、2000（平成12）年4月1日以降に始まる事業年度から適用されているものです。この基準は、米国の会計基準（FAS）や国際会計基準（IAS）に類似したもので、従来のわが国の基準とは違いが大きいものでした。しかも、導入された時期が史上空前の低金利時代であり、運用難の時代であったことから、年金かくれ債務の債務・費用計上義務化と騒がれ、会社経営における重要課題と認識されるにいたりました。

その後、退職給付会計は、時代の変化に応じて基準の明確化や改正が行われています。主なものとしては次のようなものがあげられます。

制度終了・制度間移行の処理

確定拠出年金への移行処理

代行返上の処理

積立て超過の処理

これらの会計基準の対応は、不明確な点の明確化、法的枠組みの変化への対応、FASやIASとの調和という3つの原理によって動いているといえそうです。この3つの原理は今後も変わりそうにありません。中でも、FASやIASとの調和については、世界的な会計基準の統合の流れの中で、今後ますます重要性が大きくなって行くようです。

以下では、退職給付会計に関して現在議論の俎上に載っているものや、今後議論されると見込まれることについて、私見を交えて概括的に述べてみたいと思います。

➤ 厚生年金基金の代行部分

現在の会計基準では、厚生年金基金の代行部分について他の部分と区別せずに同一の退職給付会計の基準を適用することとされています。すなわち、代行部分も退職給付債務（PBO）の計算対象です。

実は、現在の退職給付会計基準が適用される直前に法令の改正があり、いわゆる凍結措置が開始されたことから、代行部分に関する会計処理の在り方について大きな議論が巻き起こりました。その間の状況は、「退職給付会計に関する実務指針」に次のように記されています。（下線は筆者による）

平成11年9月3日に厚生年金基金令の一部を改正する政令が公布され、免除保険料率及び最低責任準備金（代行部分見合いの責任準備金）は厚生年金の保険料率が変更されるまでの間凍結されることとなった。

このような措置が実施されるが、代行部分の退職給付債務に係る会計処理については、基金の継続時において事業主が一切の負担を免れることがないことから、凍結期間中に退職給付債務と最低責任準備金の乖離が増大し、それが凍結期間終了後に未認識の債務として事業主にのしかかる場合の影響の大きさを勘案し、前項の会計処理を継続して適用することとした。・・・(中略)・・・

また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。

すなわち、代行部分は他の部分と同一の会計基準を適用するけれども、将来凍結が解除されたときの内容次第では再検討するべきであるとされました。

その後、平成16年の年金制度改革の中で、実際に凍結解除が決定され、代行部分については次のような改正が行われることになりました。

免除保険料率の凍結解除（平成17年4月1日施行）

最低責任準備金の算定方法を過去法（いわゆるコロガシ法）とすることを凍結解除後も恒久的に継続（平成16年10月1日施行）

一定の条件を満たす場合には、政府は厚生年金基金に交付金を交付（平成17年4月1日施行）

これらの改正が、会計基準の再検討をするべきほどの基本的な前提を変える制度改革があったといえるものであるかどうか、再検討をする場合にはどのような会計処理とすることが適切か、これらの点が問題になります。

企業会計基準委員会では、平成17年4月に検討開始を決定し、約1年間の検討を経て、平成18年3月16日に草案を公開しました。公開草案のポイントは次のようにまとめられます。

代行部分の会計処理：

(1)「代行部分は退職給付会計基準の対象外とするべきであるという意見」

(2)「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」

があること、及び、それらに対する反対意見が紹介されています。しかし、これらの意見についてはなお検討を要するとして結論は示されていません。

交付金の会計処理：

厚生年金基金が政府(厚生年金本体)から受取ることになった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する取扱いとすることが公開草案として示されました。

公開草案では、の結論は出ていないことから、代行部分の会計処理は当面従来通りとならざるをえないこととなります。しかし、法改正によって一定の場合には交付金が支払われることとされたために、交付金に関する母体企業の会計処理を明らかにする必要があることから、公開草案では、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととしたとしています。

そもそも、今回の年金制度改革によって、基金の財政上は代行部分にかかる企業の責任は最低責任準備金の確保に限定されたといえますが、そのことを会計上どのように取扱うかがポイントです。

筆者は、約1年間の検討の様子を直接間接に見てきました。公開草案では(1)と(2)が並列的に書かれていますが、検討時間の大半は、(2)「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」と、その反対意見の応酬で費やされました。(2)の議論は、代行部分の給付を退職給付であると位置付けた上で、その債務評価額を最低責任準備金とするかどうかについて肯定派と否定派が意見を戦わせるものです。しかし、私見では、代行部分の給付を退職給付であると位置付けること自体に欠陥があると考えます。その前提のもとでは、経済実態(企業の責任は最低責任準備金に限定される)と会計理論(退職給付の債務評価はPBOで行う)が折り合うことはなく、永遠の水掛け論になってしまいます。

私見では、今回の凍結解除の核心は、最低責任準備金の計算でコロガシ法を継続することが確定したことにより、これによって、代行部分の本質が根本的に変更されたと考えます。そのことから、公開草案では(1)の観点のひとつとして紹介されている「代行部分の債務は今回の改正によってもはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府(厚生年金本体)からの借入金(最低責任準備金で評価)と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとする見方」が正しい

ものと考えます。

(1)の観点の検討は時間的にも検討の深さからも極めて不十分であったと感じます。(1)も(2)も実質的な効果は同じで、一見、切り分けて議論する意味はないように感じられることや、従来からの先入観にとらわれて凍結解除措置の中で交付金の創設を重視する人が多いことから、(2)の前提が持つ問題点について意識することなく検討が進められてしまったものと思われま

既に代行返上が進んでいることから、世間的には重要性が希薄化している観があり、しかも、構造が複雑なために議論すること自体が難しいテーマです。しかし、後に述べるように退職給付会計にはこれからも重要なテーマが多くあり、これらにも直接間接に影響を与える可能性がありますから、曖昧な形にせず、さらに審議を続けて正しい結論に到ることが重要であると考えます。

結論が出ないからといって、従来の処理を継続する場合には、将来割引率が高くなる等の影響でPBOが最低責任準備金より少額となる可能性があり、その時には債務評価として不十分となるのではないかと、等の具体的な問題点が指摘できます。

さらに、当面次のような状況が想定されることを指摘しておきます。

代行部分の会計処理を改正する場合： 評価額の差額（PBOと最低責任準備金の差）は一時に特別利益で計上することにはなれないでしょうか（その場合、この差額によって経常利益は変化しません。）

従来の会計処理を継続する場合： これからしばらく金利水準が上昇する局面とすれば、割引率が次第に大きくなることから代行部分の退職給付債務・費用が次第に小さくなり、経常利益を押し上げる効果が現れることとなります。

➤ 総合型基金の取扱い

現在の会計基準では、複数事業主制度の企業年金において、総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、PBOによる会計処理は不要で、要拠出額を退職給付費用とすることとされています。このため、総合型厚生年金基金に加入している企業では、基金への要拠出額を費用計上するのみの場合が多くなっています。

しかし、基金として積立て不足がある状態で事業所脱退をしたり、基金が解散したりする場合には、会社が不足金を一時に拠出する必要があるためにその負担額が一時に費用計上されることがあります。このような事態が運用難の時期に顕在化したことから、何らかの会計基準の改正や注記が必要ではないかと、との問題意識のもとに昨秋から企業会計基準委員会の退職給付専門委員会で検討が進められています。検討にあたってはFASとIASにおける複数事業主

制度の取扱いも参考にされています。

➤ 即時認識への動き

I A Sはこれまで主にヨーロッパ諸国と発展途上国で使われていたものですが、強制力は持たないものでした。しかし、2005年からは、ヨーロッパの上場企業の連結財務諸表にI A Sが強制適用されることになりました。

これに先立って、イギリスでは、イギリス国内の退職給付会計基準の見直しが進められていて、2005年からは数理上の損益について遅延認識を認めず、損益計算書外の包括損益として発生年度において一時認識することとされました。これを受けて、イギリスの新基準を選択的な方法として2005年から適用できるようにI A Sが改正されました。(包括損益の考え方はわが国にはないものです。わが国で同様の取扱いをする場合には、損益計算書を經由せずに貸借対照表に反映させるということで、「資本直入」と呼ばれる処理が該当します。)

なお、I A Sでは、退職給付会計についてさらなる改善の余地があるとして、財務報告に関する総合的な検討を行う場合には、再度見直す可能性があるとしています。

一方、米国では、2001年の暮れから現れたエンロンとワールドコム不正会計スキャンダルへの対応として、サーベインズ・オクスレイ法(S-O法)が2002年に成立しました。S-O法は、公開企業の財務情報の適正化を目的としたものですが、その中で、証券取引委員会(SEC)に対して、現在貸借対照表外(オフバランス)とされている会計基準について経済実態を投資家に対して透明な形で反映できているかどうかについて検討するよう命じました。

SECは2005年6月、S-O法に基づく検討結果を発表しました。SECは、その中で、現在の基準では、企業年金の資産と債務が両建て計上されずに差額だけが計上されていること、さらに、損益の遅延認識が認められていることについて、会計基準を見直すべきであると指摘しました。また、現在の退職給付会計は、計算の前提を少し変えるだけで債務・費用が大きく変動してしまう点も指摘しています。

このような流れの中で、米国の財務会計基準委員会(FASB)は、2005年11月、企業年金の会計基準見直しのための新プロジェクト発足を決定しました。新プロジェクトは2段階に分けて進められます。

第1段階(2006年の終わりまで)：

現在の会計基準では、積立て水準に関する重要な情報は、貸借対照表にはなく脚注に表示されている点を見直すとしています。具体的には、I A Sのように包括損益を經由する形で貸借対照表の改善を図るものが示されるのではないかと、思われます。

第2段階(特に期限は示されていません)：

次の4点について総合的に検討するとしています。

企業年金のコストを損益計算書と包括損益でどのように認識し表示すべきか。

選択一時金のある制度の債務評価のあり方。(具体的には、ハイブリッドプランにおけるPBOの計算方法を検討するものと思われます。)

PBO計算の前提のあり方。

資産と債務を両建て計上すべきかどうか。

これらのIASやFASの動きから、数理計算上の差異に関して遅延認識を廃止して即時認識へという流れが見えてきます。同時に即時認識は包括損益(わが国では資本直入)で行うという流れも見えます。

即時認識に変更すると、まず貸借対照表に影響が出ます。しかし、その影響内容は、脚注表示とはいえ従来から開示されているものですから、市場での影響は限定的なものではないかと思えます。一方で、損益計算書・当期利益については、従来と比べてむしろ安定的な要素となりうる面があります(IASの新基準では、包括損益で処理したものについて、改めて損益計算書で(遅延)認識することはしないこととされました。FASでの検討はこれからですから、詳細は未定です。(注))

➤ その他の注意点

FASBの検討テーマの中では、前述の も重要です。

について

米国では伝統的に選択一時金の仕組みはありませんが、近年登場したキャッシュバランスプランに代表されるハイブリッドプランの場合には選択一時金があります。一般にこれがハイブリッドプランの特徴とされます。キャッシュバランスプランのPBOの評価方法については、これまでも議論の俎上にのぼったようですが、未だに結論は出ていません。一方、わが国では、伝統的に選択一時金がある方が普通です(米国流の分類では、わが国の企業年金の大半や退職金はハイブリッドプランに該当するといえそうです。)。したがって、 の検討結果次第では、わが国におけるPBOの計算方法の見直し議論に発展する可能性が充分あります。

また、これを契機に、わが国の会計基準について意見が出始めている問題についての本格的な検討が始まる可能性もあります。

例えば、次のような問題があります。現在のわが国の基準ではPBOの計算方法は期間定額基準を原則としています(期間定額方式はFASのPBOの計算方法に似せて考案されたものですが、同一のものではありません。)。期間定額基準では、将来分の代行返上があった場合や一定年齢以上は支給乗率が増加しないような設計の場合、制度上明らかに追加的な退職給付が

発生しないと考える方が妥当と思われる状態にある者についても、勤務費用が発生してしまうという問題があります。

について

P B O計算の前提のあり方も重要です。中でも特に、割引率の在り方に変更がある場合には、大きな影響があります。現在の基準では、P B Oは割引率の変化に非常に敏感に反応して増減します。もしもこの点が改善されるような方向性が出てくるようであれば、企業年金の資産運用のあり方にも影響を与えることになるでしょう。

このように、退職給付会計について様々な動きが出て来ていますので、当分目が離せない状態が続きそうです。

(注)

2006年3月31日、F A S Bは第1段階の公開草案を発表しました。数理上の損益と過去勤務費用については包括損益で即時認識とし、さらに改めて損益計算書で従来どおり(遅延)認識する案となっています。(会計基準変更時差異については、未償却残額がある場合は、包括損益で一時認識とし、損益計算書での認識はしない案となっています。)

すなわち、この案は損益計算書は会計基準変更時差異の取扱いを除いて従来と変わらないものであり、貸借対照表のみの影響に留まるものとなっています。この段階では、F A SとI A Sでは相違することになりそうです。

第2段階の検討はI A Sとも協同で行うことを呼び掛けているようですから、今後、F A SとI A Sがどのような形で折り合っていくのか、大いに注目されます。

以上